

財団法人山梨県林業公社改革プランの概要

平成 23 年 11 月 11 日

山 梨 県

目 次

第 1	林業公社の概要	1
第 2	現状と課題	2
第 3	林業公社改革の基本的な考え方について	4
第 4	公社の存廃について	8
第 5	計画期間等	13

第1 林業公社の概要 (改革プランP. 1)

1 林業公社設立の経緯

設立と目的

- 昭和40年 県の全額出捐(100万円)により、民法に基づく公益法人として設立
- 目的は、森林資源の造成・整備や、森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手の確保育成

事業内容

- 分収林事業：土地所有者との契約により、公社が民有林の整備を実施し、伐採収益を分収
- 受託事業：県施設の管理等
- 林業労働センター事業：担い手対策への助成等

設立の背景

- 戦後の高度経済成長により増大する木材需要に応えるため、国により進められた拡大造林政策の担い手として、県が設立
- 昭和40年代を中心に39都道府県で44公社が設立され、民有林における人工林整備を推進(現在は35都道府県で38公社)

2 林業公社が果たしてきた役割

- 森林資源の充実 → 再生可能な木材資源の充実に寄与
- 公益的機能の発揮 → 経済的評価の試算額は年間約217億円
- 雇用の確保 → 雇用者数(45年間)は延べ約131万人・日
- 県施設の管理 → 施設利用者は累計で510万人
- 林業労働力の確保 → センターを通じた新規就業者は128人

参考資料：P. 15

3 経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み

分収林の仕組み

- 土地所有者との契約により、公社が費用を負担して森林を整備
- 伐採収入を得るまでの期間に必要な費用は借入金を充当



木材価格の低迷や経営コストの上昇により収支均衡が危ぶまれる

木材価格の推移(山元立木価格)

	昭和55年	⇒	平成22年	
ヒノキ	42,947 円/m ³		8,128 円/m ³	(81%下落)
スギ	22,707 円/m ³		2,654 円/m ³	(88%下落)

経営改善の取り組み

- 経営改善計画(平成9年度)
- 事業運営合理化計画(平成14年度)
- 林業公社経営計画(平成17年度)

⇒ 事業規模の縮小(147百万円)や低利資金への借り換え(5,335百万円)、人件費の削減(274百万円)等を実施

- こうした取り組みにより、長期収支見込み試算による債務超過額は縮減約269億円(平成14年度)⇒約208億円(平成22年度)
- しかしながら、林業の採算性の悪化により、森林整備に要した投資に見合った収入を得ることは困難な状況

参考資料：P. 16, 22

第2 現状と課題 (改革プランP.4)

1 森林管理の現状と課題

1 分収林の現状

- 昭和40年から8,393haの分収林を設定
- 現在は、生育不良地や山火事跡地などの解除により、7,762haを管理
- 県内に広く分布し、里山から奥山等にも所在
- 樹種は利用伐期まで時間を要するヒノキの割合が高い。
- 最も高い林齢でも46年生で、引き続き適切な保育が必要

参考資料：P.17

2 森林整備の課題

保育作業

- 最も若い林齢は10年で、分収林の半分以上で保育が必要
- 今後20年間程度は除伐や間伐などの保育作業が必要

伐採の見通し

- 契約どおりの伐採を行うとした場合
 - ・ 今後10年は年間50~100ha
 - ・ ピーク時には年間300~500ha
- 供給量の増加が市場に与える影響や林業事業者の処理能力を考慮した伐期の延長や実施体制の整備が必要

伐採後の再整備

- 分収林は林道等から離れた奥山にも所在
- 伐採時の材の搬出に手間が掛かるほか、造林・保育の実施にも条件の悪い箇所が多い。
- 契約どおりに皆伐すると、適切な管理が行われずに荒廃した森林の増加を招くおそれが高い。

参考資料：P.17

事業	内容	概要	分収割合
分収造林	管理面積：7,663ha 契約件数：3,336件 契約者数：4,875人	・ 公社が費用負担して植栽、管理	公社：所有者 60:40 (S40-H9) 99% 70:30 (H10-H12) 1% 75:25 (H13)
分収育林 (2者)	管理面積：56ha 契約件数：41件 契約者数：45人	・ 育成途上の森林を公社が費用負担して管理	公社：所有者 50:50 (林齢11-15年) 13% 30:70 (林齢16-25年) 45% 20:80 (林齢26-30年) 42%
分収育林 (緑のオーナー制度)	管理面積：42ha 契約口数：368件 契約者数：417人 ※ 一口30万円	・ 育成途上の森林を、緑のオーナーの費用負担による協力を得て公社が管理	公社：所有者：オーナー 10:40:50 (S61-S63、H6-H10) 49% 10:30:60 (H1-H5) 51%

将来の森林整備

- 契約満了時には皆伐を行い、跡地は土地所有者が森林整備を行うことが必要
- 土地所有者の意識は高くなく、造林など適切な森林整備が実施されない恐れがある。

分収造林契約者へのアンケート調査 (H22.12)
(回答470人/対象1,000人)

契約満了時の森林の取り扱い

- 現時点で判断不可 56%
- 契約延長を望む 27%
- 満期伐採 15%
 - うち 跡地に造林する 20%
 - 跡地は何もせず放置 67%

- 契約終了に当たって、経済的利益を追求する伐採(皆伐)は、公益的機能の発揮の面から望ましいものではない。
- 将来の管理に多くの労力を要しない、広葉樹林や針広混交林に転換するための契約変更を、土地所有者と行うことが望まれる。

2 債務処理

1 経営の現状

事業運営

- 事業規模の縮小などにより、毎年度、予算規模を縮減
- 木材価格の低迷により間伐収入が見込めず、必要な経費の自己負担分は借入金で賅っている状況

借入金償還

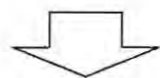
- 外部からの借入金は、毎年度、約定により償還が必要
- 必要な財源が確保できず、全て県からの借入金で償還
- 長期収支見通しの試算では、将来的な伐採収入でも、全ての借入金を償還することは困難

参考資料：P. 18

2 債務と資産の現状

債務

- 債務残高は平成 22 年度末で 271 億 6 千万円
(うち借入金は 270 億 3 千 5 百万円)



資産

- 平成 22 年度末現在で 269 億 3 千 3 百万円
(森林資産は取得原価方式による評価することが、林業公社会計基準 (H23.3 全国森林整備協会策定) により示されている。)

貸借対照表上の債務超過額 2 億 2 千 7 百万円
(山火事跡地など収支が赤字となる分収林の解除に伴う債務超過)

参考資料：P. 19

収支内訳 (平成 23 年度予算)

■分収林事業 (総額 668,390 千円) (千円)



借入金残高の内訳 (平成 22 年度末現在)

(百万円)

借入先	日本政策金融公庫	市中金融機関	山梨県	合計
元金	6,093	1,979	14,706	22,778
未払い利息	—	—	4,257	4,257
合計	6,093	1,979	18,963	27,035

3 債務処理の課題

- 毎年、債務が増加しており、また、現在の分収割合で契約どおり伐採した場合は、最終的に約 208 億円の債務超過の見込み
- 県からの借入金が大半を占める上、公庫や市中からの借入金についても県が損失補償
- 新たな公益法人に移行する場合でも、財団法人に必要な純資産 3 百万円の確保が困難
- 公社が存続する場合、平成 25 年 11 月までに 2 億 2 千 7 百万円の赤字補填が必要
- 公社が廃止の場合、現行では 270 億円の債務処理 (公庫・市中金融機関の繰上償還：約 80 億円、県の債権放棄：約 190 億円) が必要

1 森林整備の方向性について

1 分収林の再整備のあり方

公社設立当時 (S40) の考え方

- 増大する建築用材等を供給するため、クヌギやコナラ等の広葉樹からスギやヒノキ等の針葉樹の人工林へ転換
- 林業生産活動を通じて、木材生産の収益により再整備も含めた適切な森林整備の実施が可能

現在の森林に期待される役割

- 森林は、木材生産だけでなく、様々な公益的機能を発揮していくことが必要
 - 水資源のかん養
 - 山地災害の防止
 - 地球温暖化の防止 (CO2の吸収)
 - 野生生物の生育環境の確保

分収林の再整備のあり方

- 分収林においても、公益的機能の発揮を基本として取り組むことが必要
- 一方で、現在の木材価格の伐採収益では、森林所有者自らによる適切な森林整備は困難な状況
- 分収林の伐採跡地は、土地所有者による着実な再整備が求められる中で、こうした課題に対応していくことが必要不可欠



2 基本的な考え方

- これまでの木材生産を目的とした林業経営と、公益的機能の維持増進が両立できる管理手法に転換する。
- このため、多額の費用が必要な人工林の再整備だけでなく、皆伐による荒廃を防ぐ観点から、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化・針広混交林化といった森づくりを導入する。
- これらについて、土地所有者の意向を踏まえながら、契約期間の延長に伴う契約変更を進めていく。
- 想定される契約満了後の森林の形態は右記のとおり。

参考資料：P.20

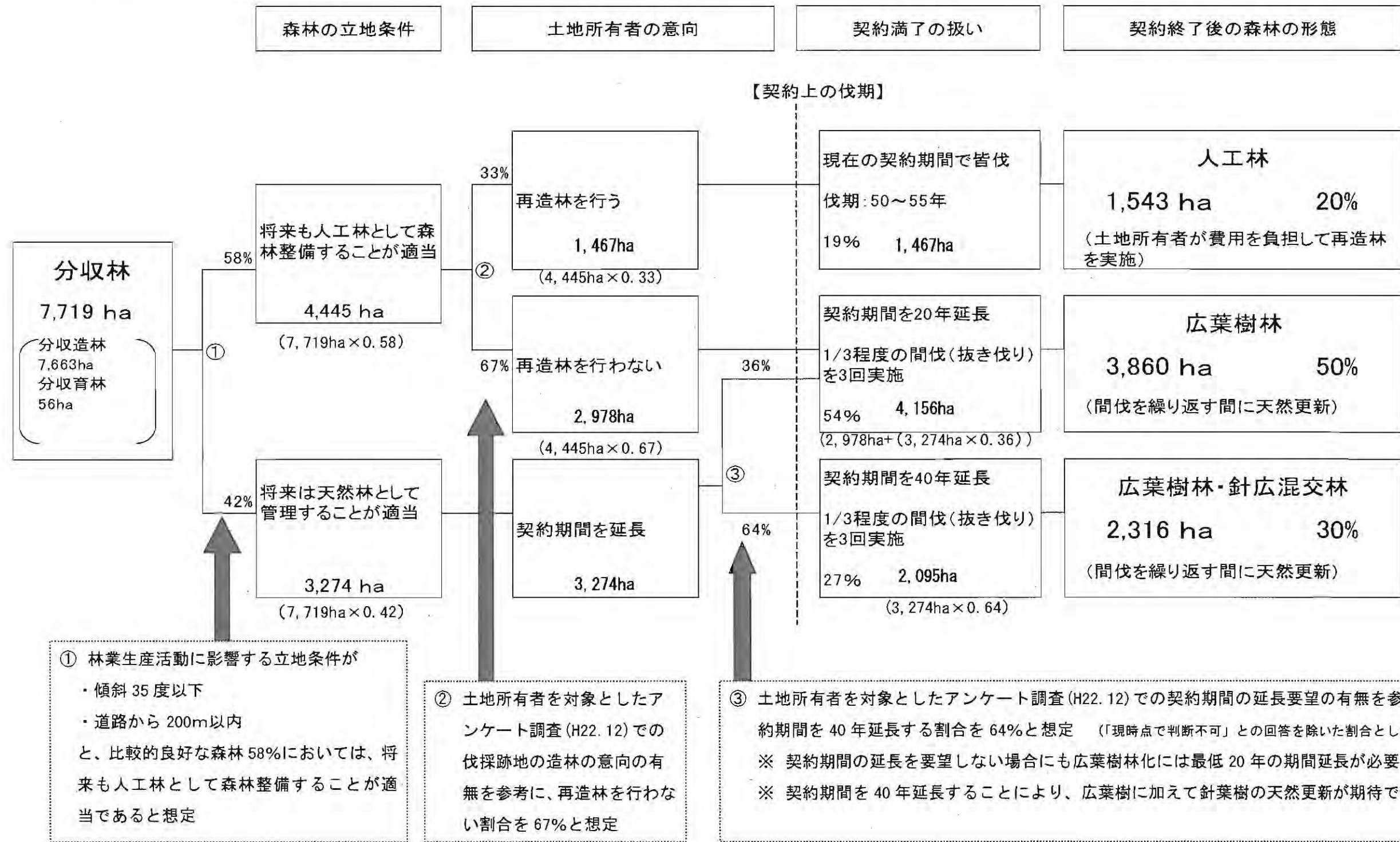


□ 現在の契約期間で皆伐 伐期 50~55 年	人工林 (所有者が再整備) 20% 1,543ha
□ 契約期間を 20 年延長 1/3 程度の抜き伐りを 3 回	広葉樹林 50% 3,860ha
□ 契約期間を 40 年延長 1/3 程度の抜き伐りを 3 回	広葉樹林・針広混交林 30% 2,316ha

詳細はP.5

3 森林整備の手法と適用面積

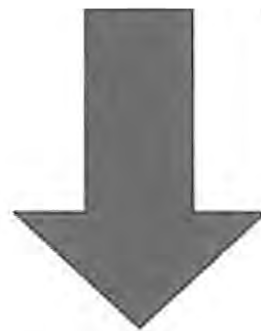
○ 森林整備の方向性の基本的な考え方に基づき、分収林の将来の森林整備の手法について、森林の立地条件や土地所有者の意向を勘案し、契約満了の取扱い、契約終了後の森林の形態について、以下のように想定して、契約変更に取り組んでいく。



2 分収割合の見直しについて

1 見直しの必要性

- 林業公社の設立時には、森林整備に要する費用が回収可能な割合として、分収造林契約の分収割合を公社60：土地所有者40に設定
- これまでの経営改善の取り組みの中で、低利資金への借り換えなどにより将来債務の圧縮に努めてきたものの、現在の制度の中では、これまで以上の将来負担の削減は困難な状況
- 現在の木材価格では、今後得られる伐採収入をすべて充てても、これまで森林整備に投じた費用は回収できないことから、将来の財政負担を可能な限り抑制することが必要
- このため、債務処理に多額の県民負担を伴うことについて、土地所有者の理解を得た上で、分収割合について見直しを行うこととする



2 見直しの内容

- 現行の公社60：土地所有者40の分収造林契約について、公社80：土地所有者20に見直しを行う。
- ※ 土地所有者が植栽や保育等の費用を負担している分収育林については見直しを行わない。

(他県の状況)

- 全国の38公社の中で、分収割合の見直し方針を有しているのは19公社
- うち16公社は、既に見直しの取り組みを実施
- 見直し後の割合は、公社70～90：土地所有者30～10と幅があり、平均は、公社80：土地所有者20

参考資料：P.29,30

(森林整備に要した費用からの試算)

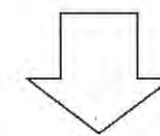
- 実際の森林整備に公社が負担した額を伐採収入により賄うとの考え方に基づく

- 森林整備に係る直接事業費と最小限の間接経費から国・県からの補助金を差し引いた額 147億円
- 伐採収入見込み総額 178億円

$$\Rightarrow 147\text{億円} \div 178\text{億円} = 82.5\%$$

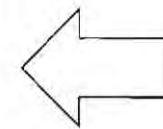
≒ 公社の分収造林割合 80%

参考資料：P.21



(見直しの考え方)

- 他県の見直し状況(70:30～90:10)の平均的な水準に近いものとする
- 最低限でも森林整備に要した公社負担分(147億円)を伐採収入により賄う水準とする
- したがって、土地所有者に一定の割合を求める水準として、土地所有者の分収割合(40/100)を1/2とする



改革の前提としての試算

○ 公社の存続を前提に、分収割合を公社80：土地所有者20とし、契約満了後の森林の形態を、人工林20%、広葉樹林50%、広葉樹林・針広混交林30%として長期収支の改善状況を試算すると、以下のとおりとなる。

森林の再整備費用は、国や県の補助金を活用することを想定
(天然力の活用により費用を低減)

	面積	契約満了後の森林の形態	伐採収入	分収割合 (公社:所有者)	所有者分収金	森林の再整備費用 (国/県/所有者)	将来長期収支
現 状	7,719ha	人工林 (所有者が再整備)	178億円	60:40	70億円 <small>(平均: 907 千円/ha)</small>	112億円 (57億円 / 19億円 / 36億円)	▲208億円
		↓ 森林整備の転換					参考資料: P. 22
見直し後	1,543ha (20%)	人工林 (所有者が再整備)	36億円	80:20	7億円 <small>(平均: 454 千円/ha)</small>	22億円 (11億円 / 4億円 / 7億円)	▲35億円
	3,860ha (50%)	広葉樹林 (20年延長、抜き伐り)	81億円	80:20	17億円 <small>(平均: 440 千円/ha)</small>	6億円 [天然力を活用] (3億円 / 1億円 / 2億円)	▲96億円
	2,316ha (30%)	針広混交林・広葉樹林 (40年延長、抜き伐り)	51億円	80:20	10億円 <small>(平均: 432 千円/ha)</small>	— [天然力を活用]	▲56億円
	7,719ha	(合 計)	168億円	80:20	34億円	28億円 (14億円 / 5億円 / 9億円)	▲187億円
							参考資料: P. 23

森林整備の転換（皆伐でない抜き伐りの導入）により伐採収入は減少

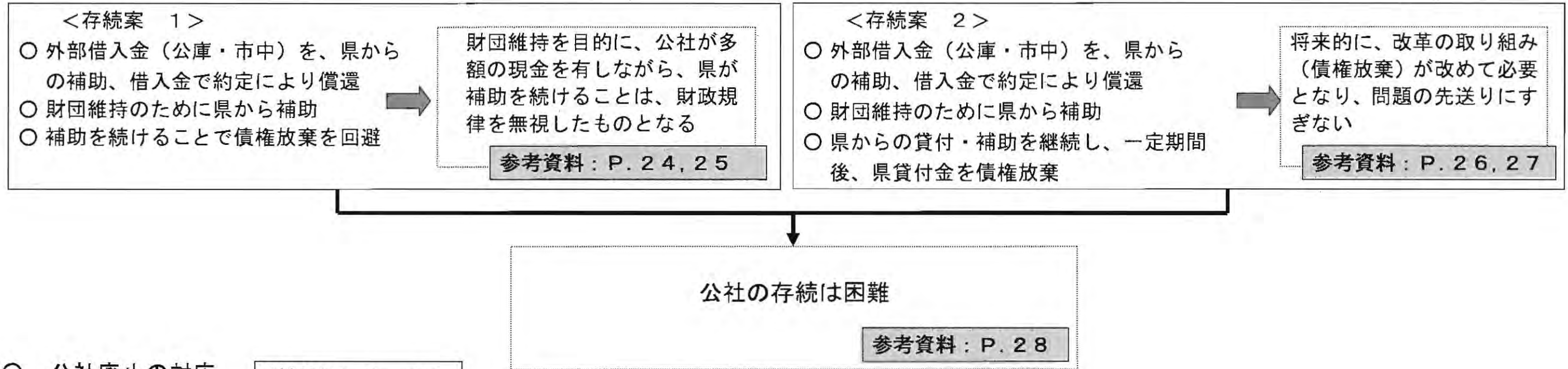
所有者の分収金は減少するが、森林の再整備に必要な所有者負担も減少

分収割合の見直しにより、21億円の収支改善

※ () は、分収林全体の平均の ha 当たり単価であり、実際には森林の状況により異なる。

第4 公社の存廃について (改革プランP.13)

○ 公社が存続することは困難



○ 公社廃止の対応 詳細はP. 9～11

1 廃止に必要な期間	2 体制の整備	3 債務処理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社の廃止・分収林管理の県への移管に当たっては、土地所有者との分収林契約を県が承継する必要がある。 ○ 公社の廃止、分収木の承継は所有者の同意が得られなくても法的には可能であるものの、分収木は共有であるため、処分には土地所有者の同意が必要である。（同意が無ければ伐採ができないことになる。） ○ 分収割合の見直し、契約期間の延長を行う上で契約変更が必要であることから、公社の廃止・分収木の処分についての同意を得ながら契約変更を行う。 ○ 分収割合の見直しは、所有者の収益が1/2となるほか、土地所有者約5千人の中で、相続手続きが行われていないものも相当数あると見込まれる。 ○ このため、公社を公益財団法人に移行の上、一定期間（5年程度）、改革に必要な取り組みを実施し、平成29年3月を目途に公社を廃止する。 <p style="text-align: right;">参考資料：P. 29 詳細はP. 12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林務環境事務所ごとに、「林業公社改革推進協議会（仮称）」を設立し、市町村や森林組合、林業公社造林推進協議会などの関係者の協力体制を整備 ○ 併せて、こうした作業に取り組むための県の実施体制として、本庁（森林整備課：3人）、各林務環境事務所（3人）に専任の担当を設置（計15名） ○ こうした上で、協議会と県との連携を図りながら、5年間を目標として契約変更等を完了する。 ○ 廃止後の分収林の管理は、県に移管し、県有林との一体的な管理や外部への委託など、効率的な事業の実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社存続中（平成28年度までの5年間）は、公庫・市中借入金の償還に必要な額を、毎年、県から補助（25億円） ○ 現時点における見込みでは、平成29年度の公社廃止時には、県貸付金195億円から、時価評価による資産12億円を減じた183億円の債権放棄の議決を議会にお願いする。 ○ 県移行後の最終の収支は41億円の黒字 ○ 実質的な県負担は約167億円となる（183億円 + 25億円 - 41億円） （債権放棄）（H24～28の補助）（H107の最終収支） <p style="text-align: right;">詳細はP. 9～11</p>

公社廃止を想定した収支見通し

- 改革の手法**
- 一定期間は公社を存続し、改革の取り組みを実施
 - 公社の存続中は、県から補助
 - 5年後を目途に公社は廃止、分収林は県へ移管
 - 公社廃止時に県貸付金は債権放棄

① 公社存続中は、公庫・市中借入金の償還に必要な額を、毎年、県から補助

これまでの公社の経営状況

		S40~H23 の計
収入と支出	収入	a 40,349
	県借入金	15,562
	県補助金	
	伐採収入	4
	公庫借入金・国補助金他	24,783
	支出	b 39,892
	事業費・管理費等	24,925
	公庫等償還金	14,902
	所有者分収金	66
	収支差	a-b 457

		c
資産と負債	資産	27,165
	うち流動資産	526
	うち森林資産	26,528
	負債	d 27,391
	うち公庫借入金	5,873
	うち市中金融機関借入金	1,880
	うち県借入金+未払利息	19,476
差引(純資産)	c-d ▲ 226	

改革の取り組み実施期間(概ね5年間)

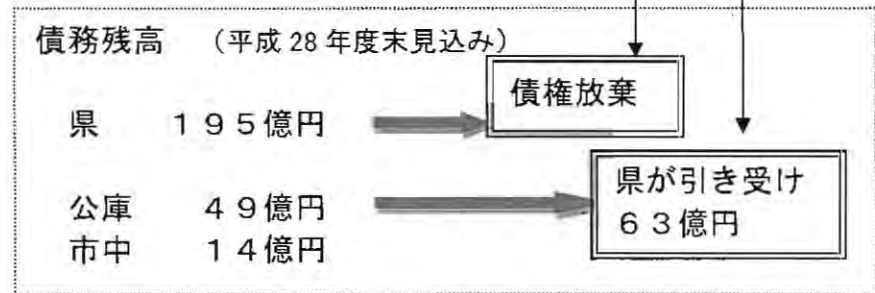
	H24	H25	H26	H27	H28	H24~H28 の計
収入	664	610	586	551	545	2,957
県借入金	0	0	0	0	0	0
県補助金	553	502	488	471	476	2,490
伐採収入	2	2	2	2	1	11
公庫借入金・国補助金他	108	106	96	78	68	456
支出	662	608	585	550	544	2,948
事業費・管理費等	220	208	195	168	159	951
公庫等償還金	442	400	389	381	385	1,995
所有者分収金	1	1	1	1	1	2
収支差	2	2	2	2	1	9

(単位:百万円)

		S40~H28 の計
収入と支出	収入	a 43,306
	県借入金	15,562
	県補助金	2,490
	伐採収入	15
	公庫借入金・国補助金他	25,239
	支出	b 42,840
	事業費・管理費等	25,875
	公庫等償還金	16,897
	所有者分収金	68
	収支差	a-b 465

公社を廃止し、分収林を県に移管

廃止時の森林資産は時価評価	6億円
その他の現金等の資産	6億円
計	12億円



② 公社廃止時には、県貸付金195億円から、時価評価による資産12億円を減じた、183億円の債権放棄が必要となる

※債務処理について、第三セクター等改革推進債の活用を検討したものの、その期限が平成25年度限りであることから、県が債務を承継することとする。

次ページへ

③ 公社廃止により法人管理費
(人件費)を9億円縮減
※ プロパー職員の再雇用先の
確保が必要

県が分収林を管理 (H29 からと仮定して試算)



		H29	H30	H43	H44	H67	H107	(単位:百万円)
収入と支出	収入 a	76	88		269	271		439		13	H29~H107 の計
	伐採収入	20	44		269	271		439		13	a 17,118
	国補助金	56	45		0	0		0		0	16,757
	支出 b	504	501		305	248		115		3	b 13,007
	事業費・管理費	112	98		21	21		25		1	1,881
	公庫等償還金	387	395		227	174		1		0	7,690
	所有者分収金	5	8		57	54		89		3	3,436
	収支差 a-b	▲ 427	▲ 413		▲ 36	22		324		10	a-b 4,111

④ 伐採収入が増加する H44
以降は、収支は黒字となる
見込み

■ 県移行後の最終の収支は4.1億円の黒字
公社廃止の作業期間(5年間)に2.5億円を補助 ①
廃止時の債権放棄額は1.83億円 ②
(1.83億円+2.5億円-4.1億円)

実質 約16.7億円の県負担となる

公社廃止を想定した収支見通し
(平成28年度まで公社を継続、平成29年3月に廃止し、分収林を県に移管した場合)

【事業主体：林業公社】

年度	H23までの計
収入	40,349
県借入金	15,562
県補助金(H24～)	
伐採収入	4
公庫借入金・国補助金等	24,783
支出	39,892
事業費等	20,094
管理費	4,453
公庫・市中償還金	14,902
県償還金	378
所有者分収金	66
収支の差	457
資産	27,165
流動資産	526
固定資産	26,639
うち森林	26,528
負債	27,391
流動負債	31
固定負債	27,360
うち長期借入金	23,010
差引(純資産)	▲ 226

H24	H25	H26	H27	H28
664	610	586	551	545
0	0	0	0	0
553	502	488	471	476
2	2	2	2	1
108	106	96	78	68
662	608	585	550	544
136	130	118	97	88
84	78	78	71	71
442	400	389	381	385
0	0	0	0	0
1	1	1	1	1
2	2	2	2	1
27,167	27,169	27,171	27,172	27,173
528	530	531	533	534
26,639	26,639	26,639	26,639	26,639
26,528	26,528	26,528	26,528	26,528
27,067	26,780	26,501	26,225	25,942
31	31	31	31	31
27,036	26,749	26,470	26,194	25,911
22,687	22,400	22,120	21,845	21,561
99	388	670	947	1,231

H24～H28の計
2,957
0
2,490
11
456
2,948
570
381
1,995
0
2
9

(単位:百万円)

H28までの計
43,306
15,562
2,490
15
25,239
42,840
20,663
4,834
16,897
378
68
465

債権放棄額 18,276百万円

【事業主体：県】

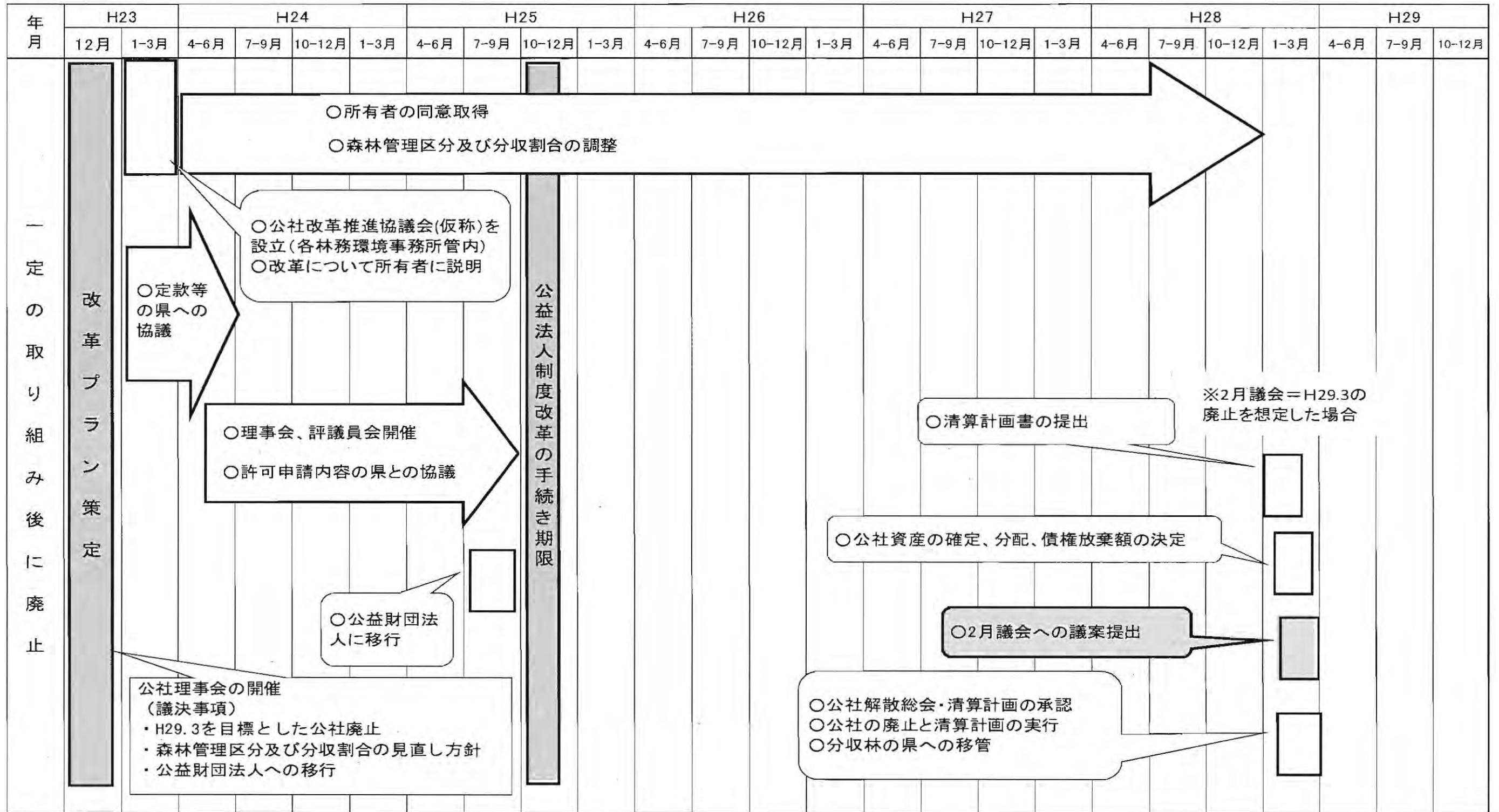
(単位:百万円)

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56
収入	76	88	85	85	69	75	118	147	243	108	101	140	143	123	269	271	400	317	369	418	430	404	431	429	463	413	370	296
伐採収入	20	44	46	53	43	49	93	123	220	93	86	124	130	115	269	271	400	317	369	418	430	404	431	429	463	413	370	296
国補助金	56	45	39	32	26	26	25	24	23	15	14	16	13	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	504	501	501	499	483	493	503	503	518	389	323	327	303	290	305	248	293	283	305	319	317	294	289	280	285	265	223	183
事業費	73	58	54	44	37	37	35	35	33	21	20	22	19	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費	39	40	40	40	35	30	33	35	40	33	32	35	29	29	21	21	23	18	21	24	25	23	25	24	26	24	17	17
公庫・市中償還金	387	395	398	403	403	417	416	410	402	316	252	241	226	227	227	174	190	199	212	212	206	191	178	170	162	149	127	107
所有者分収金	5	8	9	11	9	10	19	24	43	19	18	30	29	23	57	54	80	66	72	83	86	80	86	86	96	92	79	59
収支の差	▲ 427	▲ 413	▲ 416	▲ 414	▲ 414	▲ 418	▲ 385	▲ 356	▲ 275	▲ 281	▲ 222	▲ 188	▲ 160	▲ 167	▲ 36	22	107	34	64	99	113	110	142	148	178	149	147	113

年度	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72	H73	H74	H75	H76	H77	H78	H79	H80	H81	H82	H83	H84
収入	285	277	253	245	305	274	331	397	375	437	439	389	486	403	354	322	336	256	231	170	161	132	161	139	198	176	183	225
伐採収入	285	277	253	245	305	274	331	397	375	437	439	389	486	403	354	322	336	256	231	170	161	132	161	139	198	176	183	225
国補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	151	144	112	96	112	84	93	110	101	116	115	104	139	107	91	85	88	66	61	44	41	36	42	36	53	45	47	58
事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費	16	16	14	14	17	16	19	23	21	25	25	22	28	23	20	18	19	15	13	10	9	8	9	8	11	10	10	13
公庫・市中償還金	77	66	47	34	29	14	9	8	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所有者分収金	58	62	51	49	65	55	66	79	75	87	89	82	111	84	71	67	69	51	47	34	32	29	32	28	42	35	37	45
収支の差	134	133	141	148	193	189	238	287	274	320	324	285	347	295	263	237	248	190	170	126	120	96	119	103	145	130	136	167

年度	H85	H86	H87	H88	H89	H90	H91	H92	H93	H94	H95	H96	H97	H98	H99	H100	H101	H102	H103	H104	H105	H106	H107	H108	H29～計
収入	184	203	202	161	203	174	153	140	149	112	95	72	64	55	62	44	59	47	34	39	20	18	13	0	17,118
伐採収入	184	203	202	161	203	174	153	140	149	112	95	72	64	55	62	44	59	47	34	39	20	18	13	0	16,757
国補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	361
支出	47	52	53	43	59	46	39	37	39	29	24	19	16	14	16	11	15	12	9	10	5	5	3	0	13,007
事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	498
管理費	11	12	12	9	12	10	9	8	8	6	5	4	4	3	4	2	3	3	2	2	1	1	1	0	1,383
公庫・市中償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,690
所有者分収金	37	41	41	34	47	36	31	29	31	22	19	14	13	11	12	9	12	9	7	8	4	4	3	0	3,436
収支の差	137	151	149	118	145	127	113	103	110	83	70	53	47	41	46	32	44	35	25	29	15	13	10	0	4,111

4 作業工程



※改革の作業工程

- 平成 24 年 1 月～
 - ・ 改革の取り組みに向けた準備
(各地域への林業公社改革推進協議会(仮称)の設立等)
- 4 月～
 - ・ 土地所有者への説明
- 平成 25 年
 - ・ 公社を公益財団法人に移行
- 平成 29 年 3 月目途
 - ・ 公社を廃止

1 計画期間

本プランの計画期間は、平成24年度から公社の解散手続きに要する平成28年度までの間の5年間とする

2 改革の点検評価

実施状況について、毎年度点検、評価し、必要に応じて見直しを行う

3 その他

- 公社は、国が進めた拡大造林政策の担い手として全国各地で設立
- 人工林の適切な整備を進めることにより、森林資源の造成や国土の保全、農山村経済の振興等を図ってきたことから、これまで国に対して支援を要請
- 今後も引き続き、次の項目について要望を行っていくこととする。
 - (1) 森林整備事業に係る補助制度の拡充強化
 - (2) 公営企業の廃止等に係る地方債の延長など、累積債務処理対策の維持・拡充
 - (3) 林業公社を支援する地方公共団体への地方財政措置の更なる拡充